

別紙 1 関係法令等

建築基準法（抜粋）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
 - 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
 - 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
 - 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物
- 2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときについては、適用しない。
- 3 建築主事は、第一項の申請書が提出された場合において、その計画が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書を受理することができない。

- 一 建築士法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項、第二十条の二第一項若しくは第二十条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反するとき。
- 二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の二第一項の建築物の構造設計を行つた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき。
- 三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の三第一項の建築物の設備設計を行つた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき。
- 四 建築主事は、第一項の申請書を受理した場合においては、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。
- 五 建築主事は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第一項の規定による確認をすることができる。
- 六 建築主事は、第四項の場合（申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の特定構造計算基準（第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、第四項の期間内に当該申請者に第一項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、第四項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。
- 七 建築主事は、第四項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第四項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。
- 八 第一項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。
- 九 第一項の規定による確認の申請書、同項の確認済証並びに第六項及び第七項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。
(建築物に関する完了検査)

第七条 建築主は、第六条第一項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、第六条第一項の規定による工事が完了した日から四日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。ただし、申請をしなかつたことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から四日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。

4 建築主事が第一項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員（以下この章において「建築主事等」という。）は、その申請を受理した日から七日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。

5 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

（屋根）

第二十二条 特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が十平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類する建築物の屋根の延焼のおそれのある部分以外の部分については、この限りでない。

2 特定行政庁は、前項の規定による指定をする場合においては、あらかじめ、都市計画区域内にある区域については都道府県都市計画審議会（市町村都市計画審議会が置かれている市町村の長たる特定行政庁が行う場合にあっては、当該市町村都市計画審議会。第五十一条を除き、以下同じ。）の意見を聴き、その他の区域については関係市町村の同意を得なければならない。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋）

（用語の意義）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
 - 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
 - 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
 - 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
 - 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）
- 2 この法律において「風俗営業者」とは、次条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて風俗営業を営む者をいう。
- 3 この法律において「接待」とは、歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすことをいう。
- 4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する営業をいう。
- 5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- 6 この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。
- 一 浴場業（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業
 - 二 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）
 - 三 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定するものをいう。）として政令で定める

ものを経営する営業

- 四 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業
- 五 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業
- 六 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの
- 7 この法律において「無店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。
 - 一 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
 - 二 電話その他の国家公安委員会規則で定める方法による客の依頼を受けて、専ら、前項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの
- 8 この法律において「映像送信型性風俗特殊営業」とは、専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く。）により営むものをいう。
- 9 この法律において「店舗型電話異性紹介営業」とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。次項において同じ。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。
- 10 この法律において「無店舗型電話異性紹介営業」とは、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含むものとし、前項に該当するものを除く。）をいう。
- 11 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限

る。)で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。

1 2 この法律において「特定遊興飲食店営業者」とは、第三十一条の二十二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。

1 3 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。

一 接待飲食等営業

二 店舗型性風俗特殊営業

三 特定遊興飲食店営業

四 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいい、前三号に掲げる営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの

民法（抜粋）

（売買の一方の予約）

第五百五十六条 売買の一方の予約は、相手方が売買を完結する意思を表示した時から、売買の効力を生ずる。

2 前項の意思表示について期間を定めなかったときは、予約者は、相手方に対し、相当の期間を定めて、その期間内に売買を完結するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、相手方がその期間内に確答をしないときは、売買の一方の予約は、その効力を失う。

函館市都市景観条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項、歴史性豊かな伝統的建造物群の保存に関する事項その他の都市景観の形成に関する基本的な事項を定めることにより、自然と歴史にはぐくまれた函館らしい都市景観をまもり、そだて、つくり、もって個性豊かで快適な都市の創出に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例における用語の意義は、別に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 都市景観の形成 良好な都市景観をまもり、そだて、つくることをいう。
- （2） 建築物等 建築物および建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- （3） 伝統的建造物群 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群をいう。
- （4） 伝統的建造物群保存地区 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。

（景観形成指定建築物等の指定）

第17条 市長は、都市景観形成地域（伝統的建造物群保存地区を除く。）内において、都市景観の形成上重要な価値があると認められる建築物等その他の物件を景観形成指定建築物等として指定することができる。

2 市長は、景観形成指定建築物等を指定しようとするときは、函館市都市景観審議会の意見を聴くとともに、当該指定しようとする建築物等その他の物件の所有者（権原に基づく占有者がある場合は、その者を含む。以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

3 市長は、景観形成指定建築物等を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該景観形成指定建築物等の所有者等に通知しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により指定した景観形成指定建築物等が朽廃、滅失等により都市景観の形成上の価値を失ったと認めるとき、または公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、その指定を解除するものとする。

5 第10条第3項の規定は、前項の規定による景観形成指定建築物等の指定の解除について準用する。

6 第3項の規定は、第4項の規定による景観形成指定建築物等の指定の解除について準用する。

（保全基準）

第 18 条 市長は、景観形成指定建築物等に係る法第 8 条第 4 項第 2 号に規定する規制または措置の基準として、保全基準を設定するものとする。

2 保全基準は、景観形成指定建築物等の外観を維持するために必要な事項その他市長が必要と認める事項について定めるものとする。

3 第 10 条第 3 項および第 6 項の規定は、保全基準の設定および変更について準用する。

(現状変更行為等の届出)

第 19 条 第 17 条第 1 項の規定により指定された景観形成指定建築物等に係る次に掲げる行為については、法第 16 条第 1 項の規定により、市長に届け出なければならない。当該景観形成指定建築物等の所有者等が、所有権その他の権利で第 17 条第 2 項の同意に係るものを移転しようとするときも、同様とする。

(1) 景観形成指定建築物等の増築、改築、移転または除却

(2) 景観形成指定建築物等の修繕、模様替えまたは色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

(3) その他景観形成指定建築物等の外観に影響を及ぼすおそれのある行為で市長が別に定めるもの

2 前項の規定による届出に係る景観法施行規則第 1 条第 2 項第 4 号の条例で定める図書は、第 13 条第 2 項に規定する図書とする。

3 第 1 項前段の規定は、法第 16 条第 7 項各号に掲げる行為および景観形成指定建築物等の外観に影響を及ぼすおそれのない行為として規則で定めるものについては、適用しない。

(保全基準の遵守)

第 20 条 前条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、当該行為が保全基準に適合するよう努めなければならない。

(保全基準の適合通知等)

第 20 条の 2 第 14 条の 2 の規定は、第 19 条第 1 項各号に掲げる行為について法第 16 条第 1 項または第 2 項の規定による届出があった場合について準用する。この場合において、第 14 条の 2 中「景観形成基準」とあるのは、「保全基準」と読み替えるものとする

(助言、指導および勧告)

第 21 条 市長は、第 19 条第 1 項各号に掲げる行為について法第 16 条第 1 項または第 2 項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が保全基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、および指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、法第 16 条第 3 項の規定により勧告するものとする。

3 第15条第3項の規定は、前2項の規定により助言、指導および勧告をする場合について準用する。

函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（抜粋）

（指名停止）

第2条 市長は、有資格業者が別表各項に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、競争入札の参加の指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取消すものとする。

3 前各項の指名停止は、本市における当該業務担当職員または公的機関からの通知によるもののほか、原則として函館市内で販売されている新聞等の報道により知り得たものを対象として行うものとする。

別 表

措 置 要 件	期 間
（虚偽記載） 1 市発注契約に係る一般競争入札および指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格審査資料その他の入札および見積合わせ前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上6月以内
（過失による粗雑な契約の履行） 2 市発注契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。） 3 北海道内における契約で前項に掲げるものの以外のもの（以下この表において「一般契約」という。）で、過失により履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上6月以内
（契約違反） 4 第2項に掲げる場合のほか、市発注契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上4月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 5 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から2月以上6月以内

措 置 要 件	期 間
6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた関係者事故)	当該認定をした日から2月以上4月以内
7 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者または負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上4月以内
8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者または負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (贈 賄)	当該認定をした日から1月以上2月以内
9 有資格業者である個人、有資格業者の役員またはその使用人が、次の(1)または(2)に掲げる職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 本市の職員 ① 代表役員等 ② 一般役員等 ③ 使用人 (2) (1)以外の公共機関の職員 ① 代表役員等 ② 一般役員等 ③ 使用人	当該認定をした日から 8月以上24月以内 6月以上18月以内 4月以上12月以内 6月以上18月以内 4月以上12月以内 2月以上6月以内
(独占禁止法違反) 10 次の(1)または(2)に掲げる場合において、独占禁止法第3条または第8条第1項第1号の規定に違反したと認められるとき。 (1) 本市との契約に当たって (2) (1)以外の業務に当たって	当該認定をした日から 6月以上24月以内 4月以上18月以内

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害または談合) 11 有資格業者である個人、有資格業者の役員またはその使用人が、次の(1)または(2)に掲げる場合において競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 本市との契約に当たって ① 代表役員等 ② 一般役員等 ③ 使用人 (2) (1)以外の公共機関との契約に当たって ① 代表役員等 ② 一般役員等 ③ 使用人 (建設業法違反行為) 12 北海道内の工事契約に関し、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (不正または不誠実な行為) 13 前各項に掲げるもののほか、業務に関し不正または不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 14 前各項に掲げるときのほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、または禁こ以上の刑もしくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 15 第9条に基づき、警告または注意した日から1年以内に再度警告または注意する事由を生じさせ、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 16 前各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年以内（指名停止の期間中を含む。）に第9条に基づく警告または注意する事由を生じさせ、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 8月以上24月以内 6月以上24月以内 6月以上24月以内 6月以上24月以内 4月以上24月以内 4月以上24月以内 当該認定をした日から 2月以上9月以内 当該認定をした日から 2月以上9月以内 当該認定をした日から 1月以上6月以内 当該認定をした日から 2月以上6月以内

函館市暴力団等排除措置要綱（抜粋）

（競争入札参加資格審査の申請からの排除）

第7条 市長は、競争入札参加資格審査を行うにあたり、入札参加除外者および有資格業者以外の者で、警察から別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当する旨の通報を受けた場合の、当該通報に係る業者（以下「入札参加除外者等」という。）の申請を認めない。

別 表

措 置 要 件	期 間
1 有資格業者の役員等が暴力団員等である場合、または暴力団もしくは暴力団員等が有資格業者の経営に事実上参加していると認められるとき。	当該認定をした日から24ヶ月。ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。（以下、措置要件6の期間まで同じ。）
2 有資格業者またはその役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るためまたは債務の履行を強要するために暴力団、暴力団員等もしくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）を利用したと認められるとき。	当該認定をした日から12ヶ月。ただし、市が締結する建設工事等に係る契約については24ヶ月。
3 有資格業者またはその役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から12ヶ月。
4 有資格業者またはその役員等が暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から12ヶ月。
5 有資格業者またはその役員等が下請負契約、資材・原材料の購入契約または、その他契約にあたり、その契約の相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各項の規定のいずれかに該当する者であるとしながら、当該契約を締結したと認められるとき。	当該認定をした日から12ヶ月。
6 有資格業者が第6条に基づく勧告を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。	再度勧告措置を行った日から12ヶ月。